

詐欺は重大な犯罪

先日、各棟に「警告書」の貼紙をしましたが、更に各棟の入居者からの聞き取りをしましたところ、以前から同種事案の詐欺が連続して発生していた情報がありましたので、改めて入居者の方々へ、注意喚起のお知らせを致します。

そこで、松本警察署の刑事課へ申し立てをして来ました。松本警察署からは、事案についての申し立てによって、詐欺は重大な犯罪であり、直ちに捜査を開始するとの事です。

また、下記の事項についても指導を受けました。

- この様な詐欺がありましたら、110番をして下さい。
- 金銭を取りに来た人、その時の状況は？
 - ◎ いつ、どこで、時間は？
 - ◎ どの様な人か、年齢は、見たことがあるか？
 - ◎ 話し方、文言の内容は？
 - ◎ 何のための請求か？
 - ◎ 渡した金額の領収書は？
 - ◎ それぞれの特徴など、メモ書きをして置く。

並柳団地町会